

高額療養費

○70歳未満の方の場合

	所得区分	自己負担限度額		
		基準総所得額	年3回まで	年4回目以降
ア	901万円以上	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%		140,100円
イ	600万円以上～ 901万円以下	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%		93,000円
ウ	210万円以上～ 600万円以下	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%		44,400円
エ	210万円以下	57,600円		44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円		24,600円

※ 基準総所得額・・・前年の総所得金額等－基礎控除 43万円

※ 回数については、過去12ヵ月間で高額医療費の支給を受けた回数

※ 同じ世帯で1ヵ月に各医療機関に21,000円以上(入院・外来それぞれ)支払った場合、合算して、自己負担限度額を超えたとき、超えた額を支給される。

※ □ は「限度額適用認定証」を申請・交付する。

※ 非課税世帯は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請・交付する。

○70歳以上の方の場合

	所得区分	課税所得	自己負担限度額		
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと) 年4回目以降	
現役 並み 所得者	Ⅲ	690万円以上	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 1%		140,100円
	Ⅱ	380万円以上	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 1%		93,000円
	Ⅰ	145万円以上	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 1%		44,400円
一般	145万円未満	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円	44,400円	
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円	—	
低所得Ⅰ (年金収入 80万円以下等)		8,000円	15,000円	—	

※ 外来(個人単位)の限度額を適用後に、外来+入院(世帯単位)の限度額を適用する。

※ 回数については、過去12ヵ月間で高額医療費の支給を受けた回数

※ □ については、新たに「限度額適用認定証」を申請・交付する。

※ 低所得者Ⅱ・Ⅰは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請・交付する。